

# 介護保険だより

平成29年1月号

群馬県国民健康保険団体連合会



新年あけましておめでとうございます。

昨年同様、介護保険審査支払業務等について皆さまの御期待に応えられるよう、精一杯努力をいたしますので、本年もどうぞよろしくお願いいたします。

群馬県国保連合会介護保険課 一同

## 平成30年度以降の請求方法について

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」の改正により、平成30年度以降の請求方法について以下のとおり変更になりますので、御留意ください。

### 1 ISDN回線での請求

ISDN回線での請求については、平成29年度（平成30年3月31日まで）いっぱい、請求は認められなくなります。

このため、引き続き伝送による請求を行うためには、インターネット請求に変更していただく必要があります。

### 2 帳票（紙）での請求

請求については、請求省令（厚生労働省令第57号）第2条で電子請求と規定されていますが、同省令附則第2条の経過措置により、特例として帳票（紙）による請求も認められています。

しかし、帳票（紙）での請求については、原則的に平成29年度（平成30年3月31日まで）いっぱい、請求は認められなくなります。

例外的に帳票（紙）での請求が認められる条件として、「従事する常勤の介護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上であるもの」であること、及び「その旨を審査支払機関（本会）に届け出る」こととなっています。

このため、現在帳票（紙）で請求されている事業所におかれましては、電子請求

へ移行していただく必要があります。

なお、電子請求の情報は、厚生労働省で示すインタフェースに基づく情報（CSV情報）で提出する必要がありますので、当該情報を作成するためのソフトをご用意いただき請求していただきますようお願いいたします。

## 介護電子媒体化ソフトの配布について

平成30年度以降、帳票（紙）での請求が廃止されるのに伴い、本会では国民健康保険中央会作成の「介護電子媒体化ソフト」を無償で提供いたします。

### 1 作成可能な請求明細書

「介護電子媒体化ソフト」で作成できる請求明細書については、以下のとおりとなります。

#### (1) 様式第二

①居宅療養管理指導（サービスコード：31）

②福祉用具貸与（サービスコード：17）

#### (2) 様式第二の二

①介護予防居宅療養管理指導（サービスコード：34）

②介護予防福祉用具貸与（サービスコード：67）

上記以外の請求明細書は作成できませんので、市販の明細書請求作成ソフトをお買い求めいただきますようお願いいたします。

### 2 注意点

「介護電子媒体化ソフト」で作成できる請求明細書について、以下の点に注意が必要です。

(1) 利用者数は100名まで作成可能です。

(2) 伝送請求には対応していません。

作成データをCD-R等に記録し、請求データとして本会に提出してください。

(3) 主治医意見書料請求書の作成機能については使用しないでください。

### 3 入手方法

本会ホームページ（<http://gunmakokuho.or.jp>）に掲載いたしますので、ダウンロードのうえ、お手持ちのパソコンにインストールしデータを作成してください。

#### 問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）

〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 群馬県市町村会館2階

TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077

ホームページ <http://gunmakokuho.or.jp>

群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。



国保連合会